

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の変更認可……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 都営住宅の廃止……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………七
- 建築基準法による道路の指定の変更(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第三課)……………七
- 家畜伝染病の発生……………(産業労働局農林水産部食料安全課)……………八
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………八
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………(選)……………一〇

### 正 誤

## 告 示

○平成二十九年六月三十日付東京都告示第千八百六十六号…一〇

●東京都告示第千三百四十八号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画下水道事業町田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分

昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号、昭和四十六年東京都告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第千九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第千八百一十一号、昭和五十六年東京都告示第千二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第千二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第千五百七十五号、昭和六十年東京都告示第千四百六十六号、昭和六十三年東京都告示第千五百五十六号、平成元年東京都告示

第千二百六十四号、平成二年東京都告示第千八百五十八号、平成二年東京都告示第千九百九十号、平成四年東京都告示第千五百五十七号、平成六年東京都告示第千二百九十一号、平成十一年東京都告示第千二百五十一号、平成十三年東京都告示第千四百八十八号、平成十四年東京都告示第千四百三十四号、平成十五年東京都告示第千五百九十五号、平成十六年東京都告示第千二百七十三号、平成十七年東京都告示第千二百八十号、平成十八年東京都告示第千四百三十号、平成二十年東京都告示第千三百二十号、平成二十三年東京都告示第千六百六十四号、平成二十六年東京都告示第千六百九十一号及び平成二十七年東京都告示第千六百九十三号の事業地に、町田市小山町字二十二号、字二十三号、字三十四号、字三十八号、相原町字滝ノ谷、字大谷戸、字土ヶ谷、小野路町字沼城、字新屋敷、字大犬久保、字小谷、字下堤、字長谷、字中村、字清田谷、字荻久保、字小山田町字十二号、字十七号、字十八号、真光寺町字一号、字二号、字三号、字四号、字十二号、字十三号、字十四号、野津田町字並木及び三輪町字十三号各地内の事業地を変更し、相模原市中央区宮下本町三丁目、緑区東橋本三丁目及び東橋本四丁目各地内の事業地を削除する。

### ●東京都告示第千三百四十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

東京都選挙管理委員会

第七十二条第三項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

別記第二号様式備考二中「登録月の1日」を「今回定時登録の基準日」及び「登録月の2日（登録日変更の場合はその日）」を「登録日」に改め、同様で備考三中「登録日の変更が行われた場合」を「定時登録において基準日以外の日に登録が行われたとき」に改める。

別記第五号様式中

前回総覧開始日（年 月 日）における名簿登録者総数	(A)
前回総覧開始日以降の登録者数（年 月 日～年 月 日）	(B)
前回総覧開始日以降の抹消者数（年 月 日～年 月 日）	(C)
今回総覧開始日（年 月 日）における名簿登録者総数	(D) = (A) + (B) - (C)

と

年 簿	月 登 録 (A)	日 簿	に 者 消 年 者 月 数
年 簿	月 の 日 登 (B)	日 簿	に 者 消 年 者 月 数
年 簿	月 の 日 登 (C)	日 簿	に 者 消 年 者 月 数
年 簿	月 登 = (A) + (B) - (C)	日 簿	に 者 消 年 者 月 数

に

改める。

正 誤

○平成二十九年六月三十日付東京都告示第千八百八十六号十九ページ上段中「(一)の欄から」を「(一)の欄から」に、同ページ下段中「設置された」を「設置された」に訂正する。

二十一ページ下段の次に次の表を加える。

六二	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	一〇	
六一	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	一〇	
六三	織維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	一〇	
六四	織維工業で不織布製造工程に係るもの	二〇	一〇	
六五	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	二〇	一〇	
六六	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	二〇	一〇	
六七	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	二〇	一〇	
六八	織維工業(整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	一〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二〇	一〇	
七一	合板製造業(集成材製造業を含む。)(又はパーティクルボード製造業)	二〇	一〇	
七五	木材薬品処理業	二〇	一〇	
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一五	一〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	一五	一〇	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	一五	一〇	

二十四ページ下段中「整理番号( )」を「(整理番号)」に訂正する。